

①『都市再生』国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1 成田市	工場立地規制の特例を活用する場合に係る公園等の整備の特例	都市計画法令の規定により、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあっては、面積が1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園を設けなければならないとされているところ、周囲にグリーンベルトが設置されており、生活環境との調和が図られている区域にあっては、開発区域の面積の3パーセント以上の公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場)が設けられている必要がある。	【都市計画法施行令】(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)第25条 法第33条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的細目のうち、法第33条第1項第2号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。 1～5 略 6 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。 7 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあっては、国土交通省令で定めるところにより、面積が1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場)が設けられていること。 8 略	開発区域の周辺の状況等を勘案して、市町村が公園等の設置を判断できるよう開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為と同様のたとし書を、都市計画法施行令第25条第7号にも設ける。	国土交通省	都市計画法第33条は、良好な市街地の形成を図るために、開発行為に伴い公共施設の整備や防災上の措置を講ずることを義務づけており、公園等の整備に関しては、環境の保全、災害の防止等の観点から開発区域の形状や予定建築物の配置等を踏まえた上で、広場や緑地も含めた公園等について適切な規模及び構造で開発区域内に設置することを求めています。 開発区域が0.3ha以上5ha未満の開発行為については、当該区域周辺の既存の公園等を利用してすることで公園等の設置に代えることも許容され得ると考えられるため、一定の基準を満たした場合には、開発区域内に公園等を設けなくてよいこととしています。なお、5ha以上の大規模な開発については、必要とされる公園等の規模も大きく、周囲の公園等に依存することなく開発区域内部において必要な公園等を整備することが良好な市街地の形成に必要と考えられることなどを踏まえて緩和規定を置いていないところです。 こうしたことから、大規模な開発において周囲にグリーンベルトが設置され生活環境との調和が図られている場合に開発区域内に公園等を設けなくてよいこととするご提案について、開発許可制度の中で設置が求められる公園等は、環境の保全、災害の防止、非常時の避難等の多様な目的を有しており、これらの公園等が果たす機能は生活環境との調和を図るためにグリーンベルトによって果たされるものではないことから、公園等の設置は必要であると考えられます。	
2 鹿児島県薩摩川内市	サーキュラー特区	循環経済(サーキュラーエコノミー)を実現する技術や知見を蓄積し、新たな循環ビジネスの確立と地域の脱炭素化を目指す拠点「サーキュラーパーク九州」を立ち上げる。	廃棄物処理施設として設備の設置に際し、5t/h以上の処理能力のある破碎施設など、特定施設が指定されている。	建築基準法第51条 (建築基準法第51条但し書許可)	廃棄物処理施設としての開発許可申請時、左記特定施設の設置を前提としているが、手続きに時間がかかるため、撤廃したい。また、開始時には必要でなかった設備や、今後、時代の変化で処理法などの改正で追加の設備などが51条申請の対象になった場合、サーキュラーパーク九州(CPK)で取り扱う循環資源化、リサイクル化に向けた設備選定時に、毎回、その手続きを行うことでビジネススピードも脱炭素化への動きも遅くなってしまう可能性が高いため、撤廃いただけないか。	国土交通省	建築基準法第51条に掲げられている施設については、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、都市内のどこに当該施設を配置すべきかは都市計画上の観点から十分に検討されなければなりません。なお、都市計画において当該施設の敷地の位置が決定しているものについては、同条ただし書きの許可の手続きは不要となります。
			上記、51条対象施設以外の廃棄物処理施設に関して、新規に設備を設置する際、設置許可申請が必要。(産廃処理施設の一廃処理施設の特例(法第15条の2の5)あり)	廃棄物処理法第8条、第15条	上記51条ほどではないが、設置許可申請後、半年程度の時間がかかる場合もある。上記同様、ビジネススピード、脱炭素化の流れを考えると、撤廃いただけないか。	環境省	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置については、信頼性、安全性の高い施設の設置が円滑に行われるようするため許可制としており、個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分に配慮されたものであることや施設の構造上の安全性等を審査するほか、施設の使用前検査を義務付けている。当該趣旨を踏まえると、当該規定を撤廃することは困難である。
			すでに設置済みの廃棄物処理施設の処理能力の変更、位置の変更、多設備とのコンペアによる連携など、廃棄物処理施設に変更を加える際、変更許可申請が必要。	廃棄物処理法第9条、第15条2の6	変更後の設備の規模にもよるが、こちらも変更許可に半年以上かかる場合もある。また、変更に係る生活環境影響調査の実施が必要となる。多様な製品の循環資源化、リサイクル化を実現するには、様々な設備の組み合わせを試行錯誤することが必要であり、変更許可申請ではなく、変更届出に手続きを緩和いただけないか。(最大限の処理施設の構造の認定)	環境省	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に当たり、廃棄物処理法施行規則第五条の二、第五条の七及び第十二条の八に規定される軽微な変更に該当しない場合には、変更許可を受ける必要があるが、これは、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要とされている趣旨と同じく個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分に配慮されたものであることや施設の構造上の安全性等を審査する必要があるからである。したがって、当該規定を撤廃することは困難である。 なお、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の適正な改善が速やかに行われることを促すため、省令に定める軽微な変更については許可を必要とせず、届出での対応が可能となっている。
		循環経済(サーキュラーエコノミー)を実現する技術や知見を蓄積し、新たな循環ビジネスの確立と地域の脱炭素化を目指す拠点「サーキュラーパーク九州」を立ち上げる。	他社の廃棄物を、お金をいただきて処理するのが廃棄物処分業であり、取り扱い品目、処理方法、処理能力、保管容量、保管場所などが細かく決められている。	廃棄物処理法第14条第1項・第6項	多様な製品の循環資源化、リサイクル化を行うため、今後開発される製品にも柔軟に対応したく、その都度、その品目の申請、処理方法の申請、能力や保管容量、保管場所の申請を行うのは現実的ではない。許可そのものの撤廃か、維持管理基準の撤廃をしていただけないか。 (一廃、産廃の同時収集・運搬・処分の認定等)	環境省	産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行なう者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。基準への適合性等を審査する許可を受けなければ、廃棄物の処理が必ずしも適正に実施されず、不法投棄等が発生するおそれがあり、廃棄物の適切な処理を確保する必要があるため、許可制度、処理基準及び維持管理基準等の規定の撤廃は困難である。
			上記、産業廃棄物を一般廃棄物に読み替えた(多少の違いはある)規制がある。	廃棄物処理法第7条第1項・第6項	上記、産業廃棄物と同じ理由。 多様な製品の循環資源化、リサイクル化を行うため、今後開発される製品にも柔軟に対応したく、その都度、その品目の申請、処理方法の申請、能力や保管容量、保管場所の申請を行うのは現実的ではない。許可そのものの撤廃か、維持管理基準の撤廃をしていただけないか。 (一廃、産廃の同時収集・運搬・処分の認定等)	環境省	市町村は、自ら策定した一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物について、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。この一般廃棄物処理計画については、市町村が自ら処理する一般廃棄物のみならず、事業者自らが処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならない。 こうした制度趣旨に鑑み、市町村の統括的処理責任のもと生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理を確保するため、許可制度、処理基準及び維持管理基準等の規定を撤廃することは困難であるものの、一般廃棄物処理業の許可を与えるにあたっては、市町村において許可の内容等について柔軟に判断されたい。
			処理施設のある市町村と排出する市町村に一般廃棄物収集運搬の許可が必要である。	廃棄物処理法第7条 第1項	各市区町村に一般廃棄物処理(個人からの廃棄物)の責任があるために、それぞれ管理しているが、一般廃棄物のリユース、循環資源化、リサイクル化による脱炭素化を目指す場合、より広域に回収することでより効果がある。域内域外問わらず、個人からの不要物を回収することができるよう一般廃棄物収集運搬の許可を不要としていただけないか。 (廃棄物全般(一廃、産廃の区分に捉われず)を処理する施設(特管物を除く。)等)	環境省	市町村は、自ら策定した一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物について、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。この一般廃棄物処理計画については、市町村が自ら処理する一般廃棄物のみならず、事業者自らが処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならない。 こうした制度趣旨に鑑み、当該規定を撤廃することは困難である。 なお、広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するに認めた廃棄物の処理については、廃棄物処理法第9条の9に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例による回収を検討されたい。

①『都市再生』国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
2 鹿児島県 薩摩川内市	サーキュラー特区	循環経済(サーキュラーエコノミー)を実現する技術や知見を蓄積し、新たな循環ビジネスの確立と地域の脱炭素化を目指す拠点「サーキュラーパーク九州」を立ち上げる。	他の市区町村からの一般廃棄物を域内に持ち込む場合、当該市区町村同士での事前協議が必要。	廃棄物処理法第6条の2第2項 廃棄物処理法施行令第4条第9号	上記、許可が不要になったとしても、実質、一般廃棄物を薩摩川内市に持ち込む場合、事前協議が必要になる。今後、広域に回収する場合、参加するすべての市区町村と事前協議を行うのは現実的ではなく、撤廃いただけないか。 (廃棄物全般(一廃、産廃の区分に捉われず)を処理する施設(特管物を除く。)等)	環境省	市町村は区域内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、同法第6条第1項の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する必要があるところ、同法第6条第3項に定めるとおり、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めることで、各関係市町村が定めている一般廃棄物処理計画に齟齬が生じ、当該市町村の区域内における一般廃棄物の適正な処理に支障を来さないようにする必要がある。こうした制度趣旨に鑑み、当該規定を撤廃することは困難である。 なお、広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、廃棄物処理法第9条の9に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例による回収を検討されたい。
			都道府県、政令都市、中核都市などごとに、産業廃棄物収集運搬の許可が必要である。	廃棄物処理法第14条第1項	産業廃棄物の発生場所により、都道府県、政令都市、中核都市ごとに産業廃棄物収集運搬の許可が必要となるが、産業廃棄物のリユース、循環資源化、リサイクル化による脱炭素化を目指す場合、より広域に回収することでより効果がある。域内域外関わらず、法人からの不要物を回収することができるよう産業廃棄物収集運搬の許可を不要としていただけないか。 (廃棄物全般(一廃、産廃の区分に捉われず)を処理する施設(特管物を除く。)等)	環境省	産業廃棄物処理業の許可が必要とされている趣旨と同じく、廃棄物の収集運搬についても、基準への適合性等を審査する許可を受けなければ、廃棄物の処理が必ずしも適正に実施されず、不法投棄等が発生するおそれがあり、廃棄物の適切な処理を確保する必要があるため、当該規定を撤廃することは困難である。 なお、広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、廃棄物処理法第15条の4の3に基づく産業廃棄物の広域的処理に係る特例による回収を検討されたい。
			発生事象により、産業、一般の区分が変わる。	廃棄物処理法第2条 廃棄物処理法第7条第1項・第6項 廃棄物処理法第14条第1項・第6項	いづれの事象から発生しても、循環資源化、リサイクル化のプロセスは共通であり、区分の撤廃をしていただけないか。(一廃、産廃の同時処理の認定等。特管物を除く。)	環境省	廃棄物の区分は、処理責任の所在の観点から、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれている。事業活動に伴って排出されるもののうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則の下、排出事業者の責任により処理されるものを産業廃棄物とし、これ以外の廃棄物を、市町村の責任の下で処理される一般廃棄物としている。廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、当該法の目的を達成するためには、それぞれの処理責任のもとで適正に処理されるべきものである。当該規定を撤廃することにより、同目的を達成する上で処理責任や処理基準等が不明確になるなど多大な支障が生じるため、撤廃することは困難である。
			紙屑、木くず、繊維くずなど、同じ素材でも発生業種により、廃棄物区分が違う。	廃棄物処理法第2条第4項	どの業種から発生しても、循環資源化、リサイクル化のプロセスは共通であり、発生業種の違いを指定する業種指定の撤廃をしていただけないか。(一廃、産廃の同時処理の認定等。特管物を除く。)	環境省	廃棄物の区分は、処理責任の所在の観点から、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれている。事業活動に伴って排出されるもののうち、一定の種類については排出元の多量排出性等の観点から業種を指定しており、汚染者負担原則の下、排出事業者の責任により処理されるものを産業廃棄物とし、これ以外の廃棄物を、市町村の責任の下で処理される一般廃棄物としている。廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、当該法の目的を達成するためには、それぞれの処理責任のもとで適正に処理されるべきものである。業種指定を撤廃することにより、同目的を達成する上で処理責任や処理基準等が不明確になるなど多大な支障が生じるため、撤廃することは困難である。
3 北九州市、株式会社 OKD㈱、カシオ電機㈱、国立 大学法人 電気通信 大学	都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革	【背景】 本市は、令和2年10月に、2050年までに脱炭素(カーボンニュートラル)社会を目指す「ゼロ・カーボンシティ」を表明。 まずは「市役所の率先実行」として、2025年までに全公共施設(都市公園を含む)の再生可能エネルギー100%化を目指している。 このための主要な方策として、 ・太陽光発電、蓄電池を「所有ではなく利用」による第三者所有方式で導入。 ・初期コスト不要の安定・安価な電力供給システムを構築し、「再エネ100%北九州モデル」による再エネの普及及び地産地消を図る。 といった、いわゆるPPA事業に取り組むこととしている。  【実施内容】 平板型と比較して、垂直設置しても発電効率が低下しない次世代型太陽光発電設備(円筒型太陽光モジュール)を活用することで、都市公園のオープンスペース機能を損なうことなく、第三者所有方式(公園占用許可)での太陽光発電所の立地可能性を実証した上で実装する。 本提案は、太陽光発電設備について、実証のための仮設物の設置(占用期間:1年)ではなく、第三者所有方式での継続的な設置(占用期間:10年)が可能となるよう求めるもの。	都市公園に太陽電池発電施設を設置する場合の占用許可基準は、「太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」とされている。	都市公園法施行規則第7条の2第3号	次世代の新技術を活用し、都市公園の機能を損なうおそれがない太陽電池発電施設を設置する場合は、既設の建築物以外の場所に設置する占用許可を可能とする。	国土交通省	都市公園内において使用される電力の発電を目的とする太陽電池発電施設は公園施設として認められます。その構造によっては、建蔽率の制限は受けますが、独立した施設として設置することが可能です。このため、公園管理者の判断にもありますが、当該公園施設が設置されることとなる都市公園の配置、規模および性格、全体計画等を勘案し、ご提案の設備が公園施設としての太陽電池発電施設と認められ、都市公園法第5条に基づき公園管理者により許可される場合には、公園管理者以外の者でも設置が可能と考えられます。 なお、都市公園法では、第6条に基づく占用物件(太陽電池発電施設を含む)については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもののうち、技術的基準に適合するものに限り、許可を与えることとしております。 また、都市公園法施行規則第7条の2第3号に定める占用物件としての太陽電池発電施設の技術的基準は、当該設備が都市公園のオープンスペースとしての機能を損なわないよう公園管理者が適正に管理を行うため、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築面積を増加させない範囲内で認めることとしているものです。

①『都市再生』国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
4 広島県	地域未来投資促進法における対象施設の拡充	【実施したい事業の概要】 地域未来投資促進法における土地利用調整の規定を活用し、市街化調整区域における開発許可関係の手続の配慮を受けることができる施設について、市町や事業者からの同法に対するニーズを踏まえ、現行の配慮の対象施設を製造業全体に拡大することを要望する。	【支障事例】 地域未来投資促進法の基本方針において、市街化調整区域における開発許可関係の手續に関する配慮を受けることができる施設は、流通の結節点や密接な関係のある既存施設の近傍など、立地や施設の条件が限定されており(下記参考)、製造業等の工場や研究施設に向けて産業用地を確保したいというニーズに対応できていない。 なお、これまで、市町の主要事業に関する提案書や、現行の地域未来投資促進法の評価における事業者のニーズ調査等において、市街化調整区域における開発許可の配慮の対象施設を製造業全体に拡大することの要望があり、具体例として、半導体関連産業や自動車関連産業、食品加工業などの施設について要望があつたところ。  【参考:現行の配慮の対象施設】 (1)流通の結節点 高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場 (2)原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍 医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場 (3)変電所の近傍 変電所(構外)6万ボルト以上 の電圧で電気を伝送するものの近傍に立地するコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設(当該施設の用に供する土地の面積が 10ha 以上のもの)	地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第1へ(3)②	地域未来投資促進法の基本方針に規定する、市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設について、開発許可関係の手續に関する配慮を受けることができる対象施設を製造業全体に拡大すること。	経済産業省 国土交通省	地域未来投資促進法の基本方針では、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、①周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、②市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当であって、③地域経済牽引事業の効果を發揮する上で特に必要と認められるものに限り、特例的に開発許可関係の手続きに関する配慮の対象施設としている。ご要望のあった特例措置の「製造業全体」への拡大については、対象が非常に広範であり、基本方針にある①～③に該当しないものが含まれると考えられるため、対応は困難である。